

集英社

「Nyaa」ユーザー、著作権侵害で摘発

長崎県警生活環境課サイバー犯罪対策室と長崎署は、平成 31 年 2 月 19 日、ファイル共有ソフト「BitTorrent」を通じて、弊社作品等を無断でアップロードし送信できる状態にしていた、長崎県の 30 代男性を著作権法違反（公衆送信権侵害）の疑いで長崎地検に送致しました（詳細は一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会の Web サイトをご覧ください。<https://www2.accsjp.or.jp/>）。

今回は、これまで出版物ではほとんど立件されていないトレントでの著作権侵害を摘発したという意味で非常に画期的であり、依然として甚大な被害が生じている出版物の著作権侵害事案に対しての抑止効果が生じることを期待します。

摘発・送致された 30 代男性は、トレントトラッカーサイト「Nyaa.si」を利用し多数の海賊版データを所持していたと聞き及んでおります。トレントを悪用した著作権侵害行為が摘発されることが、今回の件で明確になりました。

集英社は、著者が心血を注いで作り上げた作品を適正に流通させるという出版社の役割を果たすため、引続き侵害行為に対しては断固たる対応をとってまいります。

平成 31 年 3 月 18 日

株式会社 集英社